







設計図書

仕様書番号 第 5 号
作成年月日 31. 1. 28
作成責任者 防衛技官 岡 部 進

水質検査役務

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画主任	施設管理係	給排水係長
					

東立川駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 件 名 水質検査
- 2 場 所 東京都立川市栄町1-2-10 陸上自衛隊東立川駐屯地
- 3 検査内容 9項目、23項目、40項目、51項目、指標菌の水質検査
- 4 一般事項
 - 4.1 総則
 - 4.1.1 適用範囲
本検査は、本仕様書による他、厚生労働省「水質基準に関する省令」及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」により実施するものとする。
 - 4.1.2 疑義
図面と仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、すべて契約担当官及び監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。
 - 4.1.3 消耗品等
本検査に必要な工具類及び消耗部品は請負業者の負担とするものとする。
 - 4.1.4 作業時程
作業実施日時は監督官と細部調整することとし、原則として土日、祝日は含まないものとする。
 - 4.1.6 電気水道使用
本検査に必要な電気・水道は、すべて官側負担において用意するものとする。
 - 4.2 現場管理
 - 4.2.1 安全管理
現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負業者が負うものとする。
万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。
- 5 特記事項
 - 5.1 水質検査
 - 5.1.1 検査測定
ア 別紙第1「水質検査項目」及び別紙第2「水質検査実施要領」に記載してある検査項目を実施するものとする。

イ 水質検査に関する検査方法及び各項目ごとの定量下限値一覧表を提示するものとする。

ウ 検査採取月の末までに検査結果報告書を2部と水質検査結果一覧表を提出するものとする。

エ 検査結果で基準値を超える項目が発生した場合は、直ちに官側に報告し、対応を協議するものとする。

件 名	水 質 検 査	図面番号	1 / 3
図面名	仕 様 書	縮 尺	—
東立川駐屯地業務隊管理科		平成31年1月	

